



### 4月7日(日)は 統一地方選挙の投票日です

4月7日は、市会・府会・市長・知事選挙の投票日です。  
投票時間は7時から20時まで。  
地方選挙は、私たちの生活に密着した最も身近な選挙であり、今後の市政・府政の進路を決める重要な選択の機会です。必ず投票しましょう。

問 天王寺区選挙管理委員会  
☎6774-9626



## 各種手当のお知らせ

### 児童扶養手当の支給回数が変わります

現在児童扶養手当を受給中の方については、7月末までに、「改定後手当額のお知らせ」を送付します。

- 「児童扶養手当」が11月支払分から支払回数が「2ヶ月分ずつ年6回」に変更されます。支払月が変わる2019年11月の支払は、2019年8月～10月分の3ヶ月分が支払われます。これ以降は、1・3・5・7・9・11月の年6回、それぞれの支払月の前月までの2ヶ月分が支払われます。
- 毎年8月の現況届時に、前年所得により手当額の変更を行い、12月支払分から手当額が変更されていましたが、2019年度からは翌年1月支払分から手当額が変更されます。
- 児童扶養手当月額が改定されます。

「児童扶養手当法」および「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、全国消費者物価指数をもとに手当額が改定されます。

### 児童扶養手当月額

	全部支給	一部支給
児童1人目	42,500円 → <b>42,910円</b>	42,490円～10,030円 → <b>42,900円～10,120円</b>
児童2人目	10,040円 → <b>10,140円</b>	10,030円～ 5,020円 → <b>10,130円～ 5,070円</b>
児童3人目以降	6,020円 → <b>6,080円</b>	6,010円～ 3,010円 → <b>6,070円～ 3,040円</b>

問 保健福祉課(福祉サービス) ☎6774-9857

### 特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額の改定について

平成31年4月分から手当月額が次のとおり改定されました。

手当の名称	改定内容
①特別児童扶養手当(1級)	51,700円 → <b>52,200円</b>
②特別児童扶養手当(2級)	34,430円 → <b>34,770円</b>
③特別障がい者手当	26,940円 → <b>27,200円</b>
④障がい児福祉手当	14,650円 → <b>14,790円</b>
⑤経過福祉手当	14,650円 → <b>14,790円</b>

①②は20歳未満で政令に規定する障がい等級に該当する児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

問 保健福祉課(福祉サービス) ☎6774-9857

### 65歳以上の方へ介護保険料 決定通知書を送付します

介護保険の第1号被保険者の方(大阪市にお住まいの65歳以上の方)で、口座振替または納付書で保険料を納付している方(普通徴収の方)には、4月中旬に送付します。なお、年金から納付している方(特別徴収の方)には、7月中旬に送付します。

なお、消費税率の10%への引上げに伴い実施される、公費による保険料の軽減強化により、平成31年度は第1段階から第4段階の介護保険料が変更となる見込みです。

### 問 保健福祉課(介護保険) ☎6774-9859

### 住宅用火災警報器は、 10年経ったら取替えましょう!

住宅用火災警報器は古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知しなくなることがあります。製造年月日を確認して、10年経っている場合は機器本体を取替えましょう。

問 天王寺消防署  
(上本町8-5-10)  
☎6771-0119



### なんば市税事務所

浪速区湊町1-4-1 OCAT5階  
☎4397-2948(代表)  
☎4397-2905

● 固定資産税・都市計画税(第1期)の納期限は、5月7日(火)です  
市税へのご理解と納期内の納付をお願いいたします。

問 ● 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)  
なんば市税事務所(固定資産税)  
☎4397-2957(土地)  
☎4397-2958(家屋)  
● 固定資産税(償却資産)  
船場法人市税事務所(固定資産税)  
☎4705-2941

### 天王寺税務署

堂ヶ芝2-11-25  
☎6772-1281

### 確定申告の更正の請求・ 修正申告をお早めに

「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。(各年分の申告期限から5年以内)

請求内容が正当と認められた時は、正しい税額に減額されます。

### 税額を少なく申告していただき

修正申告をし、新たに納める税額は、修正申告書を提出する日(納期限)までに延滞税とあわせて納めてください。

※修正申告した場合や、申告期限に遅れた場合、加算税や延滞税が賦課されることがあります。

※お詫び 広報紙3月号に一部誤りがありました。贈与税に振替日はごいません。

### 今月の各種無料相談会

■ 日曜法律相談  
日時 / 4月28日(日)  
9時30分～13時30分  
場所 / 中央区役所  
(中央区久太郎町1-2-27)  
鶴見区役所  
(鶴見区横堤5-4-19)

対象 / 市内在住の方  
定員 / 各16組(申込先着順)  
相談時間 / 1組30分以内  
予約受付日時 / 4月25日(木)、26日(金)  
9時30分～12時  
予約専用電話 / ☎6208-8805

問 大阪市総合コールセンター「なにわコール」  
☎4301-7285  
8時～21時(年中無休)

### 区役所で行う無料相談

対象 / 市内在住の方  
相談時間 / 1組30分以内

	実施日	時間	受付
弁護士による法律相談	2日(火)、10日(水)、18日(木)、26日(金)	13:00～17:00	区役所6階61番窓口
社労士相談	8日(月)	13:00～16:00 ※受付は15:30まで	区役所1階エレベーターホール前
不動産相談	9日(火)、16日(火)		
税理士相談	17日(水)		
司法書士相談	23日(火)		
行政書士相談	24日(水)		

☑…要予約(当日9:00から来庁または電話)  
※9:00時点での来庁者を優先、来庁者が9組以上の場合は抽選。  
※定員8組、相談時間の指定はできません。

問 弁護士による法律相談は他区でも実施しておりますので、お問い合わせください。

問 事業戦略室(広報広報)  
☎6774-9683

目次	●子育て情報……………	5	●大阪市民のみなさんへ……………	12
●とっておき!天王寺	●開庁日カレンダー/イベント情報……………	6	●平成31年度 天王寺区役所での各種相談……………	15
てんのうじに住む皆さんのライフスタイル……………	●わがまち天王寺……………	8	●年間イベントカレンダー……………	16
●お知らせ……………	●天王寺区将来ビジョン……………	9		
●保健衛生……………	●平成31年度 天王寺区の予算……………	10		